



島根県報

令和4年3月22日（火）

第 296 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則	(スポーツ振興課)	2
島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	(")	3
島根県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の島根県沿岸漁業 改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(沿岸漁業振興課)	3
島根県会計規則の一部を改正する規則	(審査指導課)	3

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林	(森林整備課)	4
保安林の指定施業要件の変更	(")	5
森林法第189条の規定による告示及び揭示（4件）	(")	6
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	8
都市計画事業変更の認可（2件）	(下水道推進課)	8

【特定調達公告】

島根県立高等学校指導者用パソコン端末の購入に係る一般競争入札の落札者等	(教育指導課)	10
島根県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスの調達に係 る一般競争入札の落札者等	(")	10
島根県立高等学校指導者用パソコン端末（追加分）の購入に係る一般競争入札の 落札者等	(")	11

【人委規則】

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則		11
-----------------------------------	--	----

【公安告示】

警備業務に係る検定合格者審査の実施	(警察本部)	11
-------------------	--------	----

【雑 報】

公営住宅法の規定による県営住宅及び共同施設の管理の実施	(建築住宅課)	14
公営住宅法の規定による浜田市営住宅及び共同施設の管理の実施	(")	15
公営住宅法の規定による安来市公営住宅及び共同施設の管理の実施	(")	16

公布された条例等のあらまし

◇島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第35号）

1 規則の概要

- (1) 団体の名称の改正に伴う規定の整理（別表第1第8号関係）
- (2) スポーツ基本法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（別表第1第9号関係）

2 施行期日

1の(1)については令和4年4月1日から、1の(2)については令和5年1月1日から施行することとした。

◇島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

- (1) 団体の名称の改正に伴う規定の整理（別表第1第8号関係）
- (2) スポーツ基本法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（別表第1第9号関係）

2 施行期日

1の(1)については令和4年4月1日から、1の(2)については令和5年1月1日から施行することとした。

◇島根県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第37号）

1 規則の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理（第13条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第38号）

1 規則の概要

- (1) 収支等命令者が納入の通知をする場合に指定する期限について、納入通知書の発行の日から起算して15日目が金融機関の休業日に当たるときは、その日の翌日を期限として指定することができることとした。（第18条関係）
- (2) 歳入の徴収若しくは収納事務の委託又は支出事務の委託の告示に係る規定の整備（第31条の3・第56条の2関係）
- (3) 送金支払に係る規定の整備（第38条関係）
- (4) 契約担当者は、落札者に、落札の通知をした日から14日以内に契約を締結させなければならないこととした。（第64条の3関係）
- (5) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第35号

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立武道施設条例施行規則（平成31年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1第8号中「公益財団法人島根県体育協会」を「公益財団法人島根県スポーツ協会」に改め、同表第9号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この規則中別表第1第8号の改正規定は令和4年4月1日から、同表第9号の改正規定は令和5年1月1日から施行する。

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第36号

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立体育施設条例施行規則（平成31年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1第8号中「公益財団法人島根県体育協会」を「公益財団法人島根県スポーツ協会」に改め、同表第9号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この規則中別表第1第8号の改正規定は令和4年4月1日から、同表第9号の改正規定は令和5年1月1日から施行する。

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第37号

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則（令和3年島根県規則第51号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の島根県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第38号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項に次のただし書を加える。

ただし、納入通知書の発行の日から起算して15日目が金融機関の休業日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日をいう。第31条の2第3項において同じ。）に当たるときは、その日の翌日を期限として指定することができる。

第30条の2第1項第1号中「、住所」を「及び住所」に改め、同条第2項中「、住所又は」を「又は住所若しくは」に改める。

第31条の2第3項中「日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日」を「金融機関の休業日」に、「これらの」を「その」に改める。

第31条の3第1項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

告示した事項に変更があったときも同様とする。

第38条第2項ただし書を削る。

第56条の2第1項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

告示した事項に変更があったときも同様とする。

第64条の3第1項中「7日」を「14日」に改める。

様式第4号その1中 「6 I D カ ー ド 何枚（別途パスワード）
7 未決事項その他」 を

「6 未決事項その他」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第190号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の

3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第192号

令和4年島根県告示第88号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市浅井町284-内1	江木 弘
浜田市櫛田原町445-1、447、475-6	田原 徳市
浜田市内田町1007-内1、1190、1191-1、1191-4	小川 粹子

浜田市内田町1378-13	牛尾 公彦
浜田市熱田町1935-1	向田 望人

島根県告示第193号

令和4年島根県告示第89号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市津摩町821	江川 平八
浜田市津摩町824	飴脇 升市
浜田市津摩町833	山本 栄太郎
浜田市津摩町836-続1	松本 源五郎
浜田市内村町1200、1201、1202、1991-1、1992、1993	中山 吾一郎
浜田市内村町1966-内4	佐々木 真澄
浜田市内村町1969-3	甲斐下 正四

島根県告示第194号

令和4年島根県告示第90号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市田橋町595	前原 トメ
浜田市田橋町987	小川 正浩 佐々木 博
浜田市治和町口1052-4	佐々木 昇
浜田市治和町口1056	清水 キヨコ
浜田市治和町口1066-2	佐々木 昇
浜田市瀬戸ヶ島町138-1、145-1、149-1、149-2、149-3	瀬戸ヶ島会

島根県告示第195号

令和4年島根県告示第80号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町下阿井1902	菅田 茂
仁多郡奥出雲町下阿井1938-1	井上 武吉
仁多郡奥出雲町下阿井1947、1948	藤原 均
仁多郡奥出雲町下阿井1949-1	大坪 正人
仁多郡奥出雲町下阿井1949-13	藤原 臺藏
仁多郡奥出雲町下阿井2252-10	中田 稔
仁多郡奥出雲町下阿井2254-24	有限会社 可部屋林産
仁多郡奥出雲町下阿井2254-24、2254-25、2254-30	玉野 明完
仁多郡奥出雲町下阿井2254-24、2254-25、2254-30、2254-38	瀧村 忍
仁多郡奥出雲町下阿井2254-26	持株会 株式会社
仁多郡奥出雲町下阿井2254-27	有限会社 裕愛興産
仁多郡奥出雲町下阿井2254-36	有限会社 裕愛興産 吉田 道義
仁多郡奥出雲町下阿井2254-38	有限会社 港実業
仁多郡奥出雲町下阿井2257-11	長谷川 豊 藤原 弘

島根県告示第196号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
邑南町	平成30年度～令和3年度	21枚	1冊	久喜3	令和4年3月10日
邑南町	平成30年度～令和3年度	29枚	1冊	日和7	令和4年3月10日
邑南町	平成30年度～令和3年度	34枚	1冊	上田所1	令和4年3月10日

島根県告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業

松江市公共下水道

3 事業施行期間

昭和48年3月16日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和51年島根県告示第749号、昭和52年島根県告示第609号、昭和52年島根県告示第793号、昭和54年島根県告示第115号、昭和55年島根県告示第552号、昭和56年島根県告示第231号、昭和56年島根県告示第882号、昭和57年島根県告示第649号、昭和58年島根県告示第311号、昭和61年島根県告示第929号、昭和62年島根県告示第277号、平成元年島根県告示第504号、平成元年島根県告示第830号、平成3年島根県告示第1019号、平成4年島根県告示第483号、平成4年島根県告示第771号、平成7年島根県告示第869号、平成11年島根県告示第155号、平成11年島根県告示第236号、平成12年島根県告示第381号、平成12年島根県告示第691号、平成14年島根県告示第260号、平成15年島根県告示第368号、平成15年島根県告示第426号、平成15年島根県告示第471号、平成19年島根県告示第39号、平成21年島根県告示第150号、平成23年島根県告示第564号、平成25年島根県告示第255号及び令和3年島根県告示第180号の事業地のうち松江市乃白町、西忌部町、東忌部町、東持田町、下東川津町、坂本町、川原町、福原町、西持田町、西川津町、西尾町、比津町、法吉町、佐草町、大庭町、竹矢町、玉湯町林、玉湯町湯町、玉湯町玉造、玉湯町布志名、東出雲町揖屋及び矢田町地内において事業地を変更する。

島根県告示第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

宍道都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業

松江市公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年7月12日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県立高等学校指導者用パソコン端末の購入 1,220台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育指導課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和3年4月28日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 藤原 達哉 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号

5 落札金額

280,130,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年3月16日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年3月22日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

島根県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスの調達

Microsoft 365 Education A3 1,220ライセンス

ライセンス期間 令和3年11月から令和8年10月（60月）

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育指導課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和3年11月25日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

49,566,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年10月15日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年3月22日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

島根県立高等学校指導者用パソコン端末（追加分）の購入 265台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育指導課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和4年1月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 藤原 達哉 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号

5 落札金額

64,100,850円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和3年12月7日

人 事 委 員 会 規 則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第3号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「6月以上継続勤務しているもの」を「6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」に改め、同項第6号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同項第7号中「であって、引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第30号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」とい

う。)を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第9条の規定により告示する。

令和4年3月22日

島根県公安委員会委員長 石田健二

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備((2)において「空港保安警備」という。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であって同条第2項に規定する1級に係るもの(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの(以下「旧2級検定」という。)に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備((4)において「常駐警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備((6)において「交通誘導警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備((8)において「貴重品運搬警備」という。)に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの((1)に掲げる者を除く。)

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

令和4年5月13日(金)午後1時から午後4時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

護身の方法に関する専門的な能力に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

令和4年4月18日（月）から同月22日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

- ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1通
- イ 添付書類
 - (7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
 - (4) 旧検定規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通
 - (6) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通
 - (8) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通
 - (7) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

- (7) 旧合格証の交付申請を行った警察署
- (4) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署
- (6) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在するもの

- (7) 住所地を管轄する警察署
- (4) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は、還付しない。

7 その他

- (1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。
- (2) 審査当日は、午後1時から午後1時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

雑

報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、島根県に代わって公営住宅及び共同施設の管理を次のとおり行うこととしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和4年3月22日

島根県住宅供給公社理事長 山口和志

- 1 島根県に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称
島根県住宅供給公社
- 2 島根県に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）別表に掲げる県営住宅及びその共同施設
- 3 島根県に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
 - (1) 島根県営住宅条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第6条第3項及び第4項	入居資格の調査に関する事務
第7条	入居の申込み及び決定に関する事務
第8条	入居者の選考に関する事務
第9条	入居補欠者の決定に関する事務
第10条	入居の手続に関する事務
第11条	入居の承継に関する事務
第16条	修繕及び修繕費用の負担に関する事務
第20条	他用途への併用の承認に関する事務
第21条	模様替又は増築の承認に関する事務
第21条の3	使用中断の届出の受理に関する事務
第22条	同居の承認に関する事務
第24条第1項	入居期間の通算に関する事務
第29条	立退手続に関する事務
第30条	明渡請求に関する事務
第31条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第32条第1項から第3項まで	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第47条	入居者駐車場の使用許可に関する事務
第49条	入居者駐車場の使用の申込み及び許可等に関する事務
第51条第1項から第5項まで	入居者駐車場の許可の取消しに関する事務
第64条第2項	入居者駐車場の禁止行為に対する措置に関する事務

第67条	県営住宅連絡員に関する事務
------	---------------

- (2) 県営住宅の家賃及び入居者駐車場の使用料の収納に関する業務
- (3) 県営住宅の家賃及び入居者駐車場の使用料の納付指導に関する業務
- (4) 県営住宅駐車場管理組合に関する業務
- 4 島根県に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、浜田市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を次のとおり行うこととしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和4年3月22日

島根県住宅供給公社理事長 山口和志

- 1 浜田市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称
島根県住宅供給公社
- 2 浜田市に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
浜田市営住宅条例（平成17年浜田市条例第247号）別表第1に掲げる市営住宅（川本住宅、岡見住宅及び渡辺住宅を除く。）及び別表第3に掲げる共同施設
- 3 浜田市に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
- (1) 浜田市営住宅条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条第2項及び第5項	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者の決定に関する事務
第11条	入居の手續に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条第1項及び第2項	修繕費用の負担に関する事務
第25条	不在届に関する事務
第27条	他の用途への併用の承認に関する事務
第28条第1項及び第2項	模様替又は増築の承認に関する事務
第32条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条第1項	退去手續に関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	明渡し請求に関する事務
第43条	住宅監理員及び住宅管理人に関する事務
第44条	立入検査に関する事務
第60条	入居者駐車場の使用資格に関する事務
第61条	入居者駐車場の使用の申請及び許可に関する事務

第65条第1項	入居者駐車場の使用許可の取消し等に関する事務
第66条	免責に関する事務

- (2) 浜田市営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納に関する事務
- (3) 浜田市営住宅の家賃及び駐車場使用料の納付指導に関する事務
- 4 浜田市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、安来市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を次のとおり行うこととしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和4年3月22日

島根県住宅供給公社理事長 山口和志

- 1 安来市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称
島根県住宅供給公社
- 2 安来市に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
安来市公営住宅条例（平成16年安来市条例第201号）別表第1に掲げる公営住宅及び別表第2に掲げる共同施設
- 3 安来市に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
- (1) 安来市公営住宅条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者公募に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者の決定に関する事務
第11条	入居の手続に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	修繕費用の負担に関する事務
第25条	使用休止に関する事務
第27条	他の用途への併用の承認に関する事務
第28条	模様替又は増築の承認に関する事務
第32条	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条	退去手続に関する事務
第42条	明渡し請求に関する事務
第55条	公営住宅監理員及び公営住宅管理人に関する事務
第56条	立入検査に関する事務

- (2) 安来市公営住宅の家賃の収納に関する事務
- (3) 安来市公営住宅の家賃の納付指導に関する事務
- (4) 安来市公営住宅の駐車場の管理に関する事務

4 安来市に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間